

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年9月30日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第7号

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を次のように改正する。

第3条第5号を削る。

第7条を次のように改める。

(一日乗車運賃)

第7条 一日乗車運賃は、旅客が乗合自動車の均一路線及び調整路線（以下「全線」という。）並びに高速鉄道の全路線において、旅客が指定した日に多回数乗車する場合について適用する。

2 一日乗車運賃の額は、次のとおりとする。

一日乗車運賃の種類	乗車区間		額（1人につき）
	乗合自動車	高速鉄道	
乗合自動車・高速鉄道共通 大人一日乗車旅客運賃	全線	全線	円 1,100
乗合自動車・高速鉄道共通 小児一日乗車旅客運賃	全線	全線	550

第9条第1項第5号を削る。

第10条の表中

「

一日乗車券及び二日乗車券（以下「一日乗車券等」という。）	自動車部営業所，高速鉄道の駅，定期券発売所及び案内所
------------------------------	----------------------------

」

を

「

一日乗車券	自動車部営業所，高速鉄道の駅，定期券発売所及び案内所
-------	----------------------------

」

に改める。

第16条の見出し中「一日乗車券等」を「一日乗車券」に改め，同条中「一日乗車券等」を「一日乗車券」に，「一日乗車運賃等」を「一日乗車運賃」に改める。

第17条第1項第4号中「一日乗車券等」を「一日乗車券」に改める。

第18条第1項第4号を削り，同条第2項中「一日乗車券等」を「一日乗車券」に改める。

第22条（見出しを含む。）から第23条（見出しを含む。）までの規定中「一日乗車券等」を「一日乗車券」に改める。

第25条第4項中「一日乗車券等」を「一日乗車券」に，「一日乗車運賃等」を「一日乗車運賃」に改める。

第28条の見出し中「一日乗車運賃等」を「一日乗車運賃」に改め，同条第1項及び第2項中「一日乗車運賃等」を「一日乗車運賃」に，「一日乗車券等」を「一日乗車券」に改める。

第29条の見出し中「一日乗車運賃等」を「一日乗車運賃」に改め，同条第2項及び第3項を削り，同条第4項中「前3項の規定により一日乗車運賃等」を「前項の規定により一日乗車運賃」に改め，同項を同条第2項とする。

第4号様式を次のように改める。

## 第4号様式（第17条関係）

### 1 乗合自動車・高速鉄道共通大人一日乗車券

（表面）



（裏面）



備考1 乗車券として使用するために必要な事項以外については、必要に応じて変更することがある。

2 エンコード乗車券とする。

## 2 乗合自動車・高速鉄道共通小児一日乗車券

(表面)



(裏面)



備考1 乗車券として使用するために必要な事項以外については、必要に応じて変更することがある。

2 エンコード乗車券とする。

附 則

(施行期日)

1 この改正規程は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した一日乗車券及び二日乗車券は、当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。
- 3 改正後の規程にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した二日乗車券の取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(交通局企画総務部営業調査課)